

# 十日町市文化観光拠点施設等周遊ツアー事業業務委託 仕様書

## 1. 事業の名称

十日町市文化観光拠点施設等周遊ツアー事業業務

## 2. 事業の目的

本事業は、十日町市内の文化観光拠点施設を中核に周辺の文化資源等を活用した文化観光を推進するため、清津峡から他の文化観光拠点施設等への回遊性を高める周遊ツアーと、「森の学校」キョロロのコンテンツを活用し市内の文化資源等への周遊を促すツアーの実証実験を実施するものである。

## 3. 定義

本事業において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

### (1) 文化観光

文化資源の観覧等を通じて、文化について理解を深めることを目的とした観光。

### (2) 文化観光拠点施設

十日町市博物館、越後妻有交流館キナーレ、まつだい雪国農耕文化村センター「農舞台」、「森の学校」キョロロ、清津峡溪谷歩道トンネルの5つの施設。

### (3) 日本遺産構成文化財

当市に受け継がれている有形・無形の文化財のうち、日本遺産「究極の雪国とおかまちー真説！豪雪地ものがたりー」を語るうえで不可欠なものとして認定された38件。(別紙1「日本遺産『究極の雪国とおかまち』構成文化財一覧」)

### (4) スノウリッチ/Snow Rich

日本遺産「究極の雪国とおかまちー真説！豪雪地ものがたりー」のキャッチコピーであり、ストーリーに書かれた当市を覆いつくす大量の雪、豪雪がもたらす多くの恵み、豪雪の中でも心豊かに暮らす人々、豪雪に育まれた文化や生活様式の豊かさなどを表している。

### (5) スノウリッチツーリズム/Snow Rich Tourism

Snow Richに触れ、雪の恵みを体感し、心をリッチにする旅。

### (6) スノウリッチ\*スポット

十日町市文化観光推進協議会が養成・認定した、日本遺産「究極の雪国とおかまちー真説！豪雪地ものがたりー」のストーリーを用いて、雪国文化を伝える「スノウリッチ\*スマートガイド」が活動する施設。(※別紙2「スノウリッチ\*スポット一覧」)

## 4. 契約期間

契約の日から令和6年3月25日(月)まで

## 5. 委託額

3,000,000 円以内（消費税及び地方消費税含む）

## 6. 前提

本業務の受託者は、本業務で実証実験するツアーを次年度から受託者において事業収益で持続的に運行することを目指して、本業務に取り組むものとする。

## 7. 業務内容

### (1) 周遊ツアーの企画・提案

ア 受託者は、委託者と十分に協議を重ねたうえで、以下の内容を踏まえて、参加者の満足度及び訴求力の高い周遊ツアーを企画・提案すること。

- ①文化観光拠点施設や文化資源等を繋ぎ、当市の雪国文化について理解を深められるツアーとすること
- ②訪問する施設との調整等を含め、ツアーの企画・造成に係る全ての業務を行うこと
- ③ツアーの定員は、訪問する施設の受入環境等を踏まえて設定すること
- ④損益分岐点を算出し、それを割らない最少催行人数、参加費等を設定すること
- ⑤次年度以降、事業収益でツアーが持続できるよう販売価格を設定すること

イ 企画・提案するツアーは、以下の条件を踏まえた2つのコースとすること

#### ①清津峡溪谷歩道トンネルからの回遊性向上ツアー

清津峡溪谷歩道トンネルから、その他の文化観光拠点施設や周辺の文化資源への観光客の回遊を促し、雪国文化に理解を深め、市内に経済効果を広くもたらす内容とすること。

- ・清津峡溪谷歩道トンネルのほか、文化観光拠点施設、日本遺産構成文化財、スノウリッチ\*スポットの中から3箇所以上をツアーのコースに含むこと。ただし、これ以外の場所を含むことを妨げない。

#### ②「森の学校」キョロロ「子どもの学び旅」

「森の学校」キョロロが実施する、冬其自然探究型体験コンテンツ（※別紙3「森の学校」キョロロ自然探究型体験コンテンツ）を活用し、雪国文化に理解を深め、市内に経済効果を広くもたらす内容とすること。

- ・「森の学校」キョロロのほか、文化観光拠点施設、日本遺産構成文化財、スノウリッチ\*スポットの中から1箇所以上をツアーのコースに含むこと。ただし、これ以外の場所を含むことを妨げない。
- ・ツアーの定員は、「森の学校」キョロロの自然探究型体験コンテンツ「子どもの学び旅」の参加上限が子ども10名とその保護者であることを踏まえて設定する

### (2) ツアーの実証実験の実施と効果検証

「(1) 周遊ツアーの企画・提案」で造成したツアーの実証実験を実施する。以下の内容を踏まえて、広報宣伝や販売を含め、実証実験の実施に必要な全ての業務と効果検証

のほか、業務完了後の持続的な運行に向けたツアー内容の見直し及び体制の検討を行うこと。

①実証実験は、各コース2本以上実施すること。

②ツアーの広報・宣伝媒体には、次のア～ウを掲載すること

ア 日本遺産「究極の雪国とおかまちー真説！豪雪地ものがたりー」ロゴマーク

イ 「Snow Rich Tourism」

ウ 「日本遺産『究極の雪国とおかまちー真説！豪雪地ものがたりー』」もしくは、「日本遺産『究極の雪国とおかまち』」

③参加者に対し、次の項目を含め、効果検証に必要なアンケート調査を行うこととし、アンケートの回答数は各コース10件以上を目指すこと。

年齢、性別、居住地、十日町市への訪問歴、満足度（NPS スコア）、ツアーの中で特によかったところ、ツアーの中で期待外れだったところ、ツアー参加のきっかけ、ツアー参加の目的、今後十日町市内で行ってみたい場所や体験したいこと
--

④アンケート調査の結果等を踏まえ、次年度から受託者において持続的に運行するために必要な、ツアー内容等の見直しを行うこと

### （3）事業実施報告書の作成

実証実験実施後、以下の内容を踏まえた事業実施報告書を作成すること。

①企画・提案した周遊ツアーの概要

②実証実験実施における開催概要、参加者数、アンケート集計・結果及び写真等の記録

③本事業の経過、得られた実績・成果

④事業完了後の受託者による持続的な運行に向けた検討結果と提案資料

### （4）委託料に含まれる経費

委託料の中には、周遊ツアーの企画造成に係る費用、実証実験の参加者募集に係る費用、実証実験の準備に係る費用、実証実験の実施に係る費用、アンケート結果集計・データ分析に係る費用、納品に係る費用、その他本業務に関する一切の経費を含むものとする。ただし食事代、施設入館料、お土産代、車両借り上げ料等一般的なツアーにおいて参加者が負担すべきものや、アンケート調査のノベルティ、クーポン等は委託料に含むことはできない。

## 8. 遵守事項

本仕様書に定めるほか、次の関係法令規則などに従うものとし、本仕様書に明示されていない事項及び疑義が生じたときは、受託者の一方的判断によらず、委託者と協議の上、決定するものとする。

### 【関係法令規則等】

①十日町市財務規則（平成17年十日町市規則第63号）及び同財務規則別記委託契約条項

②個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

### ③その他業務の実施に係る関係法令

#### 9. 秘密の保持

受託者は、本仕様書による業務を実施するにあたり、情報漏えい等の事故を防止するため、別紙4及び別紙5を遵守し、セキュリティ対策に万全を期さなければならない（別紙4及び別紙5中、甲とは十日町市をいい、乙とは受託者をいう）。

受託者は、本業務の遂行上知り得た情報、秘密は他に漏らしてはならないことはもちろんのこと、本業務の目的以外に使用してはならない。

#### 10. 報告及び調査

発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対し本件業務の履行状況について報告を求め、実地に調査を行うものができるものとし、受注者はこれに協力するものとする。

#### 11. 権利譲渡の制限

受注者は、第三者にこの契約に定める権利を譲渡し、またはこの契約に定める業務を引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承認を受けたときはその限りではない。

#### 12. 再委託の禁止

受注者は、委託業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得た場合はこの限りではない。再委託をする場合、受注者は再委託先に対して、本仕様書の内容を遵守させなければならない。

#### 13. 実績報告

受注者は、委託業務に係る事業完了報告書等を、委託業務完了後、速やかに提出すること。

#### 14. 検査

- (1) 発注者は、実績報告を受けたときは、業務の成果について検査を行うものとする。
- (2) 受注者は、業務の成果が前項の検査に合格しなかったときは、発注者の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。この場合においては、前条及び前項の定めを準用する。

#### 15. 成果品

本業務の成果品は次の通りとする。

なお、本業務の成果品については十日町市が著作権を有するものとし、受託者は成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。また、成果品に誤りや不備が発見された場合は、委託期間終了後であっても受託者の責任において無償で訂正、補償等を行うもの

とする。

(1) 周遊ツアーの企画、販売、運営

- ①事業実施報告書（任意様式）
- ②令和6年度以降の販売計画
- ③上記①の写真を記録した電子データ

(2) 提出方法

CD-R等の電子機器媒体で提出すること

16. 委託料の支払い及び精算

- (1) 事業に係る委託料は、1回に限り総額の50%以内の額で概算払いできるものとする。
- (2) 参加料を徴収する場合は、収入としてツアー実施にかかる費用から差し引き、実績報告時に精算することとする。ただし、委託料の増額は行わない。

17. 費用負担

この契約の締結に要する費用は、受託者の負担とする。

18. 実施に当たっての留意事項

- (1) 受託者は、業務の実施に当たっては、担当職員及び関係機関と適宜協議を行う等、十分に調整して業務を遂行すること。
- (2) 受託者は、業務を実施するうえで疑義が生じた場合は、その都度委託者に確認をすること。また、本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議のうえ決定するものとする。
- (3) 受託者は、業務を実施する上で必要な許可・認可等を得ているほか、関係法令等を遵守すること。
- (4) 本業務に基づき作成される成果物は、すべて十日町市に帰属する。
- (5) 損害のために生じた経費の負担
  - ① 業務を行ううえで、第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受託者がその賠償額を負担する。
  - ② 前項の規定にかかわらず、同項の規定する賠償額のうち、委託者の指示等、その他委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者がその賠償額を負担する。ただし、受託者が委託者の指示等が不相当であること等、委託者の責めに帰すべき事由があることを知りながら、これを通知しなかったときは、この限りでない。
  - ③ ①又は②の場合、その他業務を行ううえで第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者と受託者とが協力してその処理解決に当たるものとする。